

# 日々研鑽

～職員が取得している認定資格を紹介します～



患者さんにより質の高い医療を提供するために、当院の職員は、入職後も日々研鑽を続け、それぞれ特定の分野において高度な知識と技術、経験を積むことにより得られる「様々な認定資格」を取得しています。この連載では、認定資格を得るための条件や流れ、資格取得後の働き方などについてご紹介していきます。

臨床工学技士の認定資格

## 透析技術認定士、認定指導士、体外循環技術認定士、ME技術認定士、臨床ME認定士、呼吸療法認定士

皆さんは『臨床工学技士』という職業をご存知ですか？ 臨床工学技士は、1988年に制定された医療系の国家資格で、最近では人工呼吸器やECMO(膜型人工肺)の操作などニュースにもよく登場するのでお聞き及びの方も多いかもかもしれません。

我々は『臨床工学技士法』という法律で定められており、その業務には、呼吸・循環・代謝の代わりになる機器(これらを『生命維持管理装置』と呼びます)の操作およびそれらを含む医療機器全体の保守点検をすることとされています。事実、当院における我々の業務も多岐にわたっており、代謝業務(透析業務)、循環器業務をはじめ呼吸器業務、ICU業務、手術室業務、ラジオ波業務、医療機器管理(ME)業務など様々な領域に携わっています。

このように臨床工学技士の業務は多くの診療科において諸々の業務を任されているわけですが、すべての業務をオールマイティでこなす必要性と、ある領域に特化した専門性の双方を持ち合わせるスキルが必要とされます。すなわち多種多様の業務をこなしながら自分が専門、興味のある分野を深く研究、勉強する必要があります。このため臨床工学技士を取り巻く学会や研究会もたくさんあり、医師や他の医療職種と合同のもの、臨床工学技士専門のもの、時には工業系の学会などにも参加してそれぞれの技術や知識を磨いています。そしてこれらの各学会から認定される『認定士』や『専門士』などもその職種に応じて多々ありますので、今回はそのごく一部(当院の技士が取得しているものを中心に)をご紹介します。

まず臨床工学技士以外でも他の医療者でも取れる資格と、臨床工学技士でないと取れない資格とに分類します。前者は主に臨床系の学会において(中には他団体と合同で)認定されるもの、後者は主に臨床工学技士専門の団体(日本臨床工学技士会)が認定するもので、いずれも学会への参加や論文発表などの実績を積み、さらに指定講習会等へ参加した者に受験資格が与えられ、その後試験に合格した者が『認定士』や『専門士』として認められます。また取得した認定資格は、一定期間のうちに研修や学会への参加などに基づく点数が付与され、一定点数以上獲得しなければ更新できないという制度も設けられており、常に新しいことを学び、実践し、知識・技術ともに向上することが義務付けられております。

具体的な資格でいいますと、まず臨床工学技士のうち80%以上が何らかの形で携わっている『透析部門』には、日本透析医学会、日本腎臓学会など5学会が合同で認定する『透析技術認定士』というものがあり、当院では2名の臨床工学技士が認定を受けています。(その他に看護師も数名取得者がいます)この認定士は非常に歴史が長く、臨床工学技士よりも古くから存在する由緒ある(?)認定資格です。日本臨床工学技士会でも透析を含めた『血液浄化』という分野で認定しており、こちらは認定技士とその上位に位置する『専門技士』があります。当院では血液浄化認定技士が1名おります。また『急性血液浄化学会』という、透析というよりも救急やICUで行う、救命のための緊急血液浄化療法に特化した団体が認めている『認定指導士』も1名おり、この指導士がいる施設では『認定施設』(同認定をとる人が勉強するための施設)として認められ、後進を指導することができます。

一方、循環の分野にも日本人工臓器学会、日本胸部外科学会など4学会が認定する『体外循環技術認定士』が存在します。当院には心臓血管外科があり、心臓の手術も行っていますが、この際に使用する人工心肺や冒頭にも記



当院で透析中

しましたECMO(PCPS)など、血液を体外に導いて心臓や肺の代わりにする装置を操作、運転する業務も主に臨床工学技士が担っていますが、この業務の専門性を認定するのがこの認定資格で、当院には1名おります。この認定士がいる病院は、『心臓血管外科修練認定施設』として認定される権利を有し、急性血液浄化同様に後進の指導を行うことができます。

医療機器の保守点検、管理、運営を専門的な立場で勉強する『ME技術認定士』という日本医療機器学会が認定するものもあり、第一種認定士(この試験は非常に難しい)で臨床工学技士の資格を持った者には『臨床ME認定士』が与えられ、これが1名おります(この認定資格は文字通り『臨床工学技士』にしか与えられません)。呼吸関連業務についても、こちらも日本呼吸器学会、日本麻酔科学会等3学会認定の『呼吸療法認定士』があり、これも1名おります(こちらも透析同様、看護師も数名が持っています)。

この他にも手術室業務、内視鏡業務、集中治療業務、高気圧酸素業務など様々な資格が、各学会において認定されます(実際には40種類以上あります)。また医療法で義務付けられている医療機器安全管理責任者に対する『医療機器管理セミナー』や、『医療ガス管理者講習』、『臨床実習指導者研修』など認定以外の講習にも参加する必要性もあります。

これらの認定や研修をすべてこなすには多大な時間と費用を要することになり、さすがにすべての認定を取るというわけにはいきませんが、われわれ臨床工学技士も医療チームの一員として現在の業務や患者さんたちに安心、安全な医療を提供できるよう、関連するものに関してはできるだけ多くの勉強をしたいと考えながら日々研鑽に励んでいます。

(文責:臨床工学科 副技士長 仲尾次 政隆)



当院が使用している機器と同型の ECMO 装置



当院の人工呼吸器

## 学会からのお知らせ

### 「糖尿病教室」と糖尿病患者の会「櫻会例会」開催のお知らせ



糖尿病教室と櫻会例会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に伴い、7月、9月と変則的なプログラムで開催いたしました。そのプログラムを次回の11月の会にも適用し、前回同様、参加費は徴収せず、参加申込みも不要で開催いたします。引き続き昼食は提供できません事、ご了承下さい。糖尿病教室と櫻会例会を併せて、12:30に終了する予定です。

日時:11月19日(木) (会費無料)

会場:関東中央病院 2階講堂

・糖尿病教室:10:00~11:30

糖尿病・内分泌内科の水野部長が、日本糖尿病協会発行の月刊誌「さかえ」から重要テーマやトピックスを解説します。

・櫻会例会:11:30~12:30

臨床検査科のミニレクチャーとQ&A、櫻会連絡事項

\*昼食のご用意はありません。

\*低血糖予防のブドウ糖などは各自ご用意下さい。

\*感染予防のため、ご家庭で体温を測定し、37.4℃以上の場合は参加をご遠慮下さい。

\*倦怠感、咽頭痛、咳、痰、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある場合も参加をご遠慮下さい。

\*当日は、マスク着用を必須とし、手指消毒の上、離れて着席頂きます。

\*中止する場合は、決定次第、玄関、会計前に掲示、[関中website\(ホームページ\)](#)でお知らせいたします。

「櫻会」に入会希望の方は、例会当日に会場でお申込みいただくか、ご自身の連絡先住所・電話番号を記載の上、葉書で下記にお申込みください。

〒158-8531 東京都世田谷区上用賀6-25-1 関東中央病院 櫻会 宛て (文:会長 児玉 豊)